

# 東京都福祉のまちづくり条例を 改正しました!!

～条例・施行規則・整備基準改正のポイント～

平成21年3月31日一部施行 平成21年10月1日全面施行

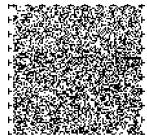


ユニバーサルデザインを基本理念とした条例へと改正しました。

東京都福祉のまちづくり条例を、高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを進めるよう、ユニバーサルデザイン（※）を基本理念とした条例へと改正しました（平成21年3月31日施行）。

※ユニバーサルデザインとは・・・

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方方に立って、快適な環境とするようデザインすること。



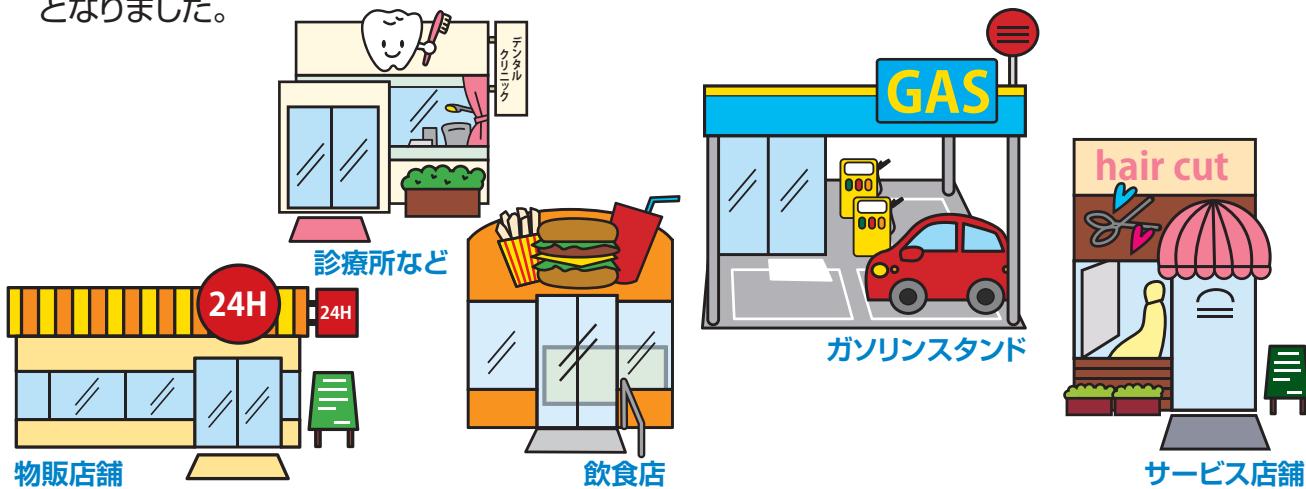
# 施行規則改正のポイント(平成21年10月1日施行)

## 遵守基準の創設

これまでの福祉のまちづくり条例では、施設所有者等に整備基準への適合努力義務が課せられていました。今回の改正では、整備基準への適合努力義務に加え、届出が必要となる施設は、整備基準のうち特に守るべき基準(遵守基準)を遵守しなければならないこととしました。

## 届出の対象となる施設の拡大

- 生活に身近な店舗等を新築、増築及び用途変更などする際は、すべての施設が届出の対象となりました。



- 共同住宅等、事務所及び工場は、届出の対象となる規模を、用途に供する部分の床面積の合計が 2,000 m<sup>2</sup>以上の施設へと拡大しました。
- 路外駐車場(建築物及び小規模建築物以外のもの)は、届出の対象となる規模を、1,000 m<sup>2</sup>超から 500 m<sup>2</sup>以上へと拡大しました。

## 届出について

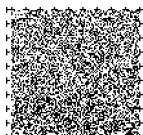
届出の対象となる施設については、工事に着手する日の30日前までに整備基準適合の届出が必要です。また、建築確認申請に先立って届出をしてください。

ただし、バリアフリー法(※1)及び東京都建築物バリアフリーライン(※2)の義務基準が建築基準法に基づく確認審査対象となっている建築物については、「観覧席・客席」及び「公共的通路」の整備項目を除き、届出の必要がありません。

※1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

※2 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例

東京都福祉のまちづくり条例の届出の提出先は、各区市町村の「福祉のまちづくり条例担当部署」です。



# 新たな整備基準のポイント

## 小規模建築物

生活に身近な店舗等のうち、用途に供する部分の床面積の合計が200m<sup>2</sup>未満のもの(小規模建築物)のための遵守基準を創設しました。この基準は、小規模建築物の実態に配慮したものとなっています。

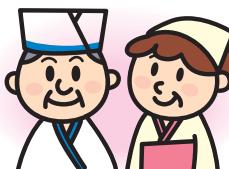


敷地内の通路の有効幅は、120cm以上にしてください。

出入口の有効幅は、80cm以上にしてください。



トイレを設置する場合は、車いす使用者も使える便房を設置してください。



通行動線上は、段差の解消をする必要があります。敷地の形状等により、段差の解消が困難な場合には、管理者が介助するなどして、すべての人が通行できるよう対応することが必要となります。

## 建築物

- 新たな整備項目として「移動等円滑化経路等」を設け、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路の整備について規定しました。
- 遵守基準では、バリアフリー法及び東京都建築物バリアフリーライ条例との整合性を図りました。

## 道 路

高齢者や視覚障害者、車いす使用者を含むすべての歩行者にとって安全で円滑な移動が可能となるよう、歩道と車道を分離する方法として、セミフラット方式(歩道面を車道面より高く、かつ縁石の高さより低くする構造)を原則としました。

## 公 園

これまで「公園・緑地」、「庭園」、「動物園・植物園・遊園地」に分かれていた整備基準を一本化しました。

## 路外駐車場

高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう、道路などから駐車スペースに至るまでの経路の整備について規定しました。

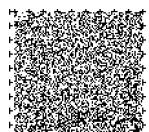
## 公共交通施設

公共交通施設のための整備基準に加え、鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルのための整備基準を個別に創設しました。



## 福祉のまちづくり整備基準適合証について

努力義務となる整備基準に適合している都市施設については、施設所有者等の申請に基づき、適合証をお渡します。見やすいところに掲示してください。



# 対象となる施設

## 都市施設

整備基準への適合努力義務が求められる施設

## 特定都市施設(新設又は改修の際に、着工前の届出が必要な施設)

整備基準への適合遵守義務が求められる施設

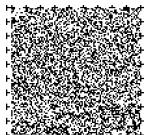
区分	都 市 施 設	特定都市施設
建築物	学校等施設	幼稚園、小・中・高等学校、大学、専修学校など
	医療等施設	病院又は診療所(患者の収容施設を有するもの。) 診療所(患者の収容施設を有しないもの。)、助産所、施術所、薬局※
	興行施設	劇場、観覧場、映画館、演芸場など
	集会施設	集会場(冠婚葬祭施設を含む。1の集会室の床面積が200m <sup>2</sup> を超えるもの)、公会堂
		集会場(冠婚葬祭施設を含む。すべての集会室の床面積が200m <sup>2</sup> 以下のもの)
		公民館など
	展示施設等	展示場、自動車展示場など
	物品販売業を営む店舗等	百貨店、スーパー・マーケット、コンビニエンスストアなど※
		卸売市場
	宿泊施設	ホテル、旅館など
	事務所	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
		事務所(他の施設に附属するものを除く。)
	共同住宅等	共同住宅、寄宿舎、下宿など
	福祉施設	老人福祉施設、児童福祉施設など
	運動施設又は遊技場等	体育館、水泳場、ボーリング場、遊技場など
	文化施設	博物館、美術館、図書館など
	公衆浴場	公衆浴場、クアハウスなど
	飲食店等	食堂、レストラン、喫茶店、ファーストフード店など※
		キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールなど
	サービス店舗等	郵便局、理髪店、クリーニング取次店など※
	工業施設	工場など
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
小規模建築物※	自動車関連施設	自動車車庫
		自動車修理工場、自動車洗車場
		ガソリンスタンド※
		自動車教習所
	公衆便所	公衆便所
	公共用歩廊	公共用歩廊
	地下街	地下街など
	複合施設	都市施設の複合建築物
	道路	道路法による道路
公園	公園等	都市公園、児童遊園、都立霊園、その他都立及び区市町村立公園など
公共交通施設	公共交通施設	鉄道の駅、軌道の停留場、バスターミナル、港湾旅客施設、空港旅客施設
路外駐車場	路外駐車場で建築物及び小規模建築物以外のもの	500m <sup>2</sup> 以上

\* 小規模建築物は、※の付いている用途で、用途に供する部分の床面積の合計が 200 m<sup>2</sup>未満の建築物です。

\* 特定都市施設の欄の面積は、建築物にあっては用途に供する部分の床面積の合計(増築等の場合は、当該増築等に係る部分の床面積の合計)、路外駐車場にあっては駐車の用に供する部分の面積を表します。

条例・施行規則・整備基準の内容についての詳細は、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」をご覧ください。本マニュアルは、東京都庁第一本庁舎3階都民情報ルームにて販売しています。また、福祉保健局のホームページにおいても公開しております。

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/machizukuri/index.html>  
東京都福祉保健局 <福祉保健の基盤づくり> <福祉のまちづくり>



お問い合わせ先

東京都福祉保健局生活福祉部地域福祉推進課福祉のまちづくり係  
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1(第一本庁舎26階北側)

TEL 03-5320-4047 FAX 03-5388-1403

発行日 平成21年7月

登録番号(21)107 100